

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年6月10日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年6月10日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会長代理
委員

中西 久雄
丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、
岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一、村上 治、小林 克重、西尾
秀文、片下 周司

2 本日の欠席委員

田中 邦明

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主任	奥 大輔
事務局主査	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1〔議案第76号〕 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨
の証明書交付報告の件

日程第2〔議案第77号〕 四條畷市農業委員会規則(昭和53年12月15日農業委員会規則
第1号)の改正の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者は田中委員です。
本日の議事録署名者には、片下 周司委員と南野 靖博委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願いします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第76号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第76号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
中野本町147-1は市民総合センターの北西付近で、現況は、スクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

全委員
議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第77号

四條畷市農業委員会規則(昭和53年12月15日農業委員会規則第1号)の改正の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第77号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日より施行され、刑法第12条及び同法第13条に規定されている懲役、禁錮を廃止し、新たに拘禁刑が創設されることとなりました。これに伴い、農業委員会規則においても、同規則第3条第2項第2号に規定する禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。また、候補者の資格についても、整理するものでございます。
お手元資料として改め文、新規則、新旧対照表を配布しております。新旧対照表をご覧ください。農業委員会規則第3条は、候補者の資格について規定しており、第2項第2号、両カッコ2の最初の文言「禁錮」を拘禁刑へと改めております。また、同規則同項第4号については、末尾に「ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない」を加えております。これは、任期中などに、引っ越し等により住所が変わった場合でも、団体などからの推薦を受けているなど、農業に関する識見を有し、職務を適切に行うことができると判断できる場合は候補者の資格を有すると判断するため、ただし書きを加えたものでございます。なお、施行につきましては、公布日を施行日といたします。
事務局からの説明は、以上でございます。

議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
土井委員	禁錮と拘禁刑について説明をお願いします。
事務局主査	もともと、禁錮刑と懲役刑があります。禁錮刑とは、服役中に作業を必要としないもの、懲役刑は服役中に作業を必要するものとなります。今までは、禁錮、懲役と刑の重さにおいて分けておりました。今回はこの禁錮と懲役を拘禁刑に統一をしたということになります。
村上委員	裁判所でも、判決を言う場合は、拘禁刑何年みたいな形になるのでしょうか。
事務局主査	詳細については、わかりかねる部分がありますが、拘禁刑何年に処すという判決の言い渡しになるかと思われます。
議長 全委員 議長	他に意見等ありませんか。 なし。 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議 長) 会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記